

<<<新旧対照表>>>

○多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第29号）の一部を改正する条例新旧対照表

新				旧			
<<略>> 別表第2（第3条関係）				<<略>> 別表第2（第3条関係）			
番号	機関	事務	特定個人情報	番号	機関	事務	特定個人情報
<<略>>				<<略>>			
23	市長	多治見市福祉医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法による国民健康保険の被保険者の資格又は保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの 高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者の資格又は後期高齢者医療給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの <u>障害者関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの</u>	23	市長	多治見市福祉医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法による国民健康保険の被保険者の資格又は保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの <u>【新設】</u>